

令和4年12月23日

保護者各位

日置市立伊集院中学校  
校長 田 中 準 章

### 教職員による児童生徒への連絡時のSNS等利用について

師走の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。平素より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、教職員と児童生徒・保護者との間の連絡手段としてメールやSNS等が活用されていますが、指導の必要性から始まった教職員と児童生徒とのやりとりが、指導とは関係のない私的なやりとりへと発展し、その結果、わいせつ行為などの非違行為に至る事案が全国で発生しています。

今般、市教委からの通知を踏まえ、本校におきましても、教職員が児童生徒とメールやSNSを利用して私的なやりとりをすることを禁止することとします。

つきましては、教職員による児童生徒への連絡時に用いるSNS等の利用について、下記のとおり対応しますことをご連絡申し上げますとともに、趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

### 記

- 1 教職員によるSNS等を利用した児童生徒への連絡は、原則として学校管理下におけるSNS等を利用することとします。（「学校管理下におけるSNS等」とは、学校から児童生徒及び教職員に付与されたアカウントやメールアドレスを使用するものをいいます。例：Google Classroom や Microsoft Teams 等）
- 2 1によりがたい場合は、次の(1)及び(2)の事項に注意した上で、教職員が個人で取得したアカウント等を用いて業務上必要な連絡（学級運営や部活動指導上の簡易な連絡等）ができることとします。
  - (1) 児童生徒と一対一でメッセージを送受信せず、管理職や副担任、副顧問など他の教職員に同時送信（CC、BCC）するなど、他の教職員が連絡内容を共有できる環境内で送受信します。
  - (2) 個人アカウント等の収集に当たっては、児童生徒及び保護者の同意を得るとともに、収集した情報を外部に流出することがないように厳正に管理します。また、必要がなくなった場合は、アカウント等の情報を確実に削除します。
- 3 教職員は、児童生徒からSNS等で相談があった場合は、個人の判断で対応せず、管理職等に報告した上で組織的な対応につなげることとします。
- 4 児童生徒からも教職員に私的な内容を含め、安易に送信することがないように指導を徹底します。